

札幌市立大学学則

平成18年4月1日

学則第1号

改正 平成18年12月学則第2号

改正 平成19年6月学則第1号

改正 平成20年4月学則第1号

改正 平成21年4月学則第1号

改正 平成22年1月学則第2号

改正 平成23年3月学則第1号

改正 平成24年4月学則第1号

改正 平成25年4月学則第1号

改正 平成27年4月学則第1号

改正 平成28年4月学則第1号

改正 平成29年4月学則第1号

改正 平成30年4月学則第1号

改正 令和2年4月学則第1号

改正 令和3年4月学則第2号

改正 令和4年4月学則第1号

改正 令和5年4月学則第1号

改正 令和7年4月学則第1号

改正 令和7年11月学則第3号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 運営組織（第6条－第16条）

第3章 学年、学期及び休業日（第17条－第19条）

第4章 修業年限及び在学年限（第20条・第21条）

第5章 入学（第22条－第30条）

第6章 授業科目、履修方法等（第31条－第38条）

第7章 休学、復学、転学、転学部、留学、退学及び除籍（第39条—第46条）

第8章 卒業、学位及び資格（第47条・第48条）

第9章 賞罰（第49条・第50条）

第10章 福利厚生施設（第51条）

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生（第52条—第58条）

第12章 授業料等（第59条）

第13章 受託研究等（第60条・第61条）

第14章 補則（第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌市立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することにより、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

（学部、学科及び定員）

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

デザイン学部 デザイン学科

看護学部 看護学科

2 本学の各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) デザイン学部 幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす。

(2) 看護学部 医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の

健康の保持増進への貢献を果たす。

3 本学の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	定 員		
		入学定員	編入学定員	収容定員
デザイン学部	デザイン学科	90人	3年次 若干名	360人
看護学部	看護学科	85人	—	340人
計		175人	3年次 若干名	700人

(看護学専攻科)

第2条の2 本学に、看護学専攻科を置く。

2 看護学専攻科については、別に定める。

(研究所)

第3条 本学に、研究所を置く。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第5条 本学に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 運営組織

(職員組織)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 学長は、本学の教育研究、運営等の観点から設置が必要と認める場合は、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学部長)

第7条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(学科長)

第8条 学長は、学部の教育研究、運営等の観点から設置が必要と認める場合は、当該学部の学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

3 学科長は、学部長を補佐し、学科に関する校務をつかさどる。

(研究所長)

第9条 研究所に研究所長を置き、本学の教授その他の職員をもって充てる。

2 研究所長は、研究所に関する校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第10条 附属図書館に附属図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 附属図書館長は、附属図書館に関する校務をつかさどる。

(事務局長)

第11条 事務局に事務局長を置き、本学の事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、事務局の事務をつかさどり、事務局に所属する職員を指揮監督する。

(名誉教授)

第12条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定により、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第13条 学長は、常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手以外の職員で本学の教育又は研究に従事する者のうち、適当と認められるものに対し、客員教授等の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該教授会を置く学部の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 教授会は、法令で定めるその権限に属する事務を処理するほか、当該教授

会を置く学部の教育研究等に関する重要事項を審議する。

4 前3項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第15条 教授会は、当該教授会を組織する職員のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、当該教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、当該教授会の議決とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第16条 本学に、本学の職員で組織する委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 前項の委員会その他必要な会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第17条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 前条の学年は、次の各号に掲げる2つの学期に分けるものとし、その期間は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定めることができる。

(休業日)

第19条 本学における授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、学長が、特に必要があると認める場合は、これを變

更し、臨時に休業日を設け、又は休業日において授業を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第20条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第21条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第27条から第29条までの規定により入学した者、第43条の規定により転学部した者又は第44条の規定により留学した者は、それぞれ第30条、第43条第2項又は第44条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学

（入学の時期）

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が教育上支障がないと認めるときは、後期の初めとすることができる。

（入学の資格）

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し

た在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同程度の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学志願の手続）

第24条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第25条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第26条 前項の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可するものとする。

（編入学）

第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学（外国の大学を含む。次条において同じ。）を卒業し、又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（転入学）

第28条 学長は、他の大学に在籍している者で本学に転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第29条 学長は、本学を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第30条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、学長が、教授会に意見を求めた上、決定する。

第6章 授業科目、履修方法等

（授業科目）

第31条 本学の授業科目の種類及びその単位数は別表1のとおりとし、学生が修得すべき単位数は別表2のとおりとする。

2 本学の授業科目の単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

- (1) 履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」という。）でその履修を義務付けられているもの（別表1及び別表2において「必修科目」という。）
- (2) 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（別表1及び別表2において「選択科目」という。）
- (3) 卒業単位認定科目以外で選択によりその履修をすることができるもの（別表1において「自由科目」という。）

3 各授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

（授業の方法等）

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修登録の制限）

第32条 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限（次項において「単位数の上限」という。）を定めるものとする。

2 学長は、前項の規定により単位数の上限を定めた場合であっても、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に対しては、次の年次又は学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を行うことを認めることができる。

（単位の計算方法）

第33条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の結果その他必要な項目の評価を行い、その結果に基づき合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第35条 授業科目の評価は、S、A、B、C及びFの5種類の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、学長が必要があると認めるときは、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学に

において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 休学、復学、転学、転学部、留学、退学及び除籍

(休学)

第39条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生が休学を申し出たときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、教授会に意見を求めた上、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第40条 休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、修学年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第41条 学長は、第39条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、教授会に意見を求めた上、復学を許可することができる。

(転学)

第42条 学長は、他の大学等への入学又は転入学を志願する学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

(転学部)

第43条 学長は、他の学部への転学部を志願する学生があるときは、欠員の状況等を勘案し、教授会に意見を求め、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定により許可を得て転学部した学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が教授会に意見を求めた上、決定する。

(留学)

第44条 学長は、外国の大学への留学を志願する学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2 前項の規定により許可を得て留学した学生の本学に在学すべき年数については、学長が教授会に意見を求めた上、決定する。

(退学)

第45条 学長は、退学しようとする学生があるときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

(除籍)

第46条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会に意見を求めた上、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超えて在学する者
- (3) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第47条 学長は、本学に4年（第27条から第29条までの規定により入学した者、第43条第1項の規定により転学部した者又は第44条第1項の規定により留学した者にあつては、それぞれ第30条、第43条第2項又は第44条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数以上の単位を修得した者に対し、教授会に意見を求めた上、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第48条 学長は、卒業を認定した者に対し、次の各号に掲げるその者が在籍した学部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学位を授与する。

(1) デザイン学部 学士（デザイン学）

(2) 看護学部 学士（看護学）

第9章 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者を表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学長は、学生がこの学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為をした者

4 懲戒の手続は、別に定める。

第10章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第51条 本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 学長は、本学において特定の専門分野について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第53条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第34条及び第35条の規定を準用する。

(聴講生)

第54条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第55条 学長は、他の大学等の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業

科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第34条及び第35条の規定を準用する。

(研修生)

第56条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申出があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第57条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第58条 第52条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料等

(授業料等)

第59条 本学の授業料、入学料及び入学検定料の額、納付方法その他授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 受託研究等

(受託研究及び共同研究)

第60条 本学は、本学の学術研究に資するため、法人その他の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究を実施することができる。

2 前項の研究に関し必要な事項は、別に定める。

(大学開放)

第61条 本学は、地域社会に積極的に貢献するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 前項の大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則

(委任)

第62条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 (省略)

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月学則第1号)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月学則第1号)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2～3 (省略)

附 則 (平成22年学則第2号)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2～3 (省略)

附 則 (平成23年学則第1号)

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 (省略)

附 則（平成 24 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～8 （省略）

附 則（平成 25 年 4 月学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～11 （省略）

附 則（平成 29 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～14 （省略）

附 則（平成 30 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～15 （省略）

附 則（令和 2 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～16 （省略）

附 則（令和 3 年学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～16 （省略）

附 則（令和 4 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～18 （省略）

附 則（令和 5 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～19 （省略）

附 則（令和 7 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2～19 （省略）

附 則（令和 7 年学則第 3 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 0 年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成 2 2 年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表 1 のとおりとする。
- 3 平成 2 1 年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成 2 3 年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表 2 のとおりとする。
- 4 平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生並びに平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表 3 のとおりとする。

- 5 平成20年度以前に看護学部看護学科に入学した学生及び平成22年度以前に同学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表1のとおりとし、当該これらの学生が修得すべき単位数については附則別表2のとおりとする。
- 6 平成21年度から平成23年度までに看護学部看護学科に入学した学生及び平成23年度から平成25年度までに同学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表3のとおりとし、当該これらの学生が修得すべき単位数については附則別表4のとおりとする。
- 7 平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成25年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、附則別表5に掲げる自由科目を履修可能とする。
- 8 平成23年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成25年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、この学則による改正後の第35条の規定にかかわらず、授業科目の評価は、A、B、C及びDの4種類の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。
- 9 平成24年度から平成27年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成26年度から平成29年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表6のとおりとする。
- 10 平成27年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成29年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表2の規定にかかわらず、附則別表7のとおりとする。

- 11 平成24年度から平成27年度までに看護学部看護学科に入学した学生及び平成26年度から平成29年度までに同学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表6のとおりとし、当該これらの学生が修得すべき単位数については附則別表7のとおりとする。
- 12 平成24年度から平成29年度にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学した学生及び平成26年度から平成31年度にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に編入学した学生については、この学則による改正後の第35条の規定にかかわらず、授業科目の評価は、A、B、C、D及びFの5種類の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とする。
- 13 平成28年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成30年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表8のとおりとし、附則別表9に掲げる自由科目を履修可能とする。
- 14 平成28年度以前にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成30年度以前にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生については、附則別表10に掲げる自由科目を履修可能とする。
- 15 平成28年度に看護学部看護学科に入学した学生及び平成30年度に看護学部看護学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1の規定にかかわらず、附則別表8のとおりとし、附則別表9に掲げる自由科目を履修可能とする。
- 16 令和2年度以前にデザイン学部デザイン学科又は看護学部看護学科に入学または編入学した学生に係る定員については、この学則による改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

学部	学科	定員		
		入学定員	編入学定員	収容定員

デザイン学部	デザイン学科	85人	3年次 10人	360人
看護学部	看護学科	80人	3年次 10人	340人
計		165人	3年次 20人	700人

- 17 平成29年度から令和3年度にデザイン学部デザイン学科に入学した学生及び平成31年度から令和5年度にデザイン学部デザイン学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、附則別表1.1及び附則別表1.2のとおりとする。
- 18 平成29年度から令和3年度に看護学部看護学科に入学した学生及び平成31年度から令和2年度に看護学部看護学科に編入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、附則別表1.1及び附則別表1.2のとおりとする。
- 19 令和4年度に看護学部看護学科に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、附則別表1.3及び附則別表1.4のとおりとする。
- 20 令和7年度以前に助産学専攻科へ入学した学生の所属については、この規則による改正後の第2条の2の規定にかかわらず、助産学専攻科とする。